

## 島田市個人情報保護審議会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市個人情報保護条例施行規則（平成17年島田市規則第10号）第14条の規定により準用する第13条の規定に基づき、島田市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

(公開の基準)

第2条 会議は、原則として公開する。ただし、会議において島田市情報公開条例（平成17年島田市条例第15号）第7条各号に規定する不開示情報を含む内容について審議を行う場合は、会議の全部又は一部を公開しない。

(公開の決定)

第3条 会議の公開又は非公開の決定は、前条に定める公開の基準により、審議会が行うものとする。

(会議開催の周知)

第4条 総務課は、会議の開催に当たっては、会議を非公開とする場合を含め、当該会議開催日の1週間前までに、次の事項を記載した文書を島田市行政資料の収集等に関する規程（平成17年訓令甲第9号）第3条の情報公開コーナーに送付し、及び市のホームページに掲示するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときはこの限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議の公開又は非公開の別
- (6) 会議の全部又は一部を非公開とする場合においては、その理由
- (7) 傍聴者の定員及び傍聴の希望者が定員を超えた場合の処置
- (8) 傍聴手続
- (9) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、会議の都度、会議の開催場所の広さを勘案して総務課長が定めるものとする。

(傍聴の手続)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻までに会場に入室しなければならない。

- 2 傍聴しようとする者が会場に入室したことをもって、傍聴の受付をしたものとみなす。
- 3 傍聴しようとする者の数が前条に規定する定員を超えるときは、受付の先着順により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴席の指定)

第7条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の審議会の委員席に入ること

ができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物を携帯している者又は携帯していると思われる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 故意に異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器は、電源を切るか、又は音が出ないように設定すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の制限)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の承認を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 会長は、傍聴人がこの要領に反するときはこれを制止し、その指示に従わないときはこれを退場させることができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。